1250
5.2.2

福県医発第2959号（地）
令和５年２月１日

各医師会長　殿

福岡県医師会
会長　蓮澤浩明
（公印省略）

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について
（オンライン資格確認の導入義務付けに係る経過措置について）

令和４年12月23日開催の中央社会保険医療協議会（中医協）総会において、「医療DXの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置」並びに「医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱い及び医薬品の安定供給に係る取組の推進に向けた診療報酬上の加算の取扱いについて」に関し答申書が提出されたことに伴い（令和４年12月24日付け福県医発第2647号（地）参照）、オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置の概要について、令和４年12月26日付け福県医発第2666号（地）にてご連絡申し上げているところです。

今般、添付資料のとおり厚生労働省より、オンライン資格確認の導入義務付けに係る経過措置に関する課長通知「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が発出され、経過措置の猶予届出書の届出（猶予届出）について示されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

《オンライン資格確認の経過措置の猶予届出について》

- 届出期限：令和５年３月31日（金）
- 届出方法：原則オンラインで、オンラインによる届出・資料の添付が困難な場合には、郵送による届出

（１）オンラインによる届出

「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」（https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/）のフォームにより届出を行う。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

（２）郵送による届出

封筒の表面に赤字で「猶予届出書在中」と記載し、紙媒体の猶予届出書（別添２）を、支払基金（別添３）に送付する。

猶予届出書の様式は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuka）よりダウンロードできる。

※上記のとおり送付されなかった猶予届出書は、有効な届出として取り扱われないことがあること。紙媒体により届出を行った場合、内容の不備等に係る確認に特に時間を要し、補正の求め等に遅れが生じる可能性があること。

以上

【添付資料】

１．保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について
（令和５年１月 27 日　保連発 0127 第１号・保医発 0127 第３号
厚生労働省保険局医療介護連携政策課長・医療課長・歯科医療管理官）

２．周知広報資料

日医発第2042号（保険）
令和５年１月３１日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
長　島　公　之
（公印省略）

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う
実施上の留意事項について

令和４年12月23日付け日医発第1867号（保険）「中医協答申書について」により、令和４年12月23日の中央社会保険医療協議会（中医協）総会におきまして、厚生労働大臣より諮問のありました「医療ＤＸの基盤となるオンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置」並びに「医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱い及び医薬品の安定供給に係る取組の推進に向けた診療報酬上の加算の取扱いについて」に関しまして、「答申書」が中医協会長より厚生労働大臣あてに提出された旨、ご報告申し上げたところであります。

この答申を踏まえ、今般、添付資料のとおり、オンライン資格確認の導入義務付けに係る経過措置に関する課長通知「保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について」が発出されましたので、ご連絡申し上げます。

なお、経過措置対象の医療機関については、猶予届出書を令和５年３月31日までに提出する必要がありますので、届出漏れのないよう、ご周知方よろしくお願い申し上げます。

また、周知広報資料も作成されておりますので、周知の際にご活用ください。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

１．保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について
（令5.1.27　保連発0127第１号・保医発0127第３号　厚生労働省保険局医療介護連携政策課長・医療課長・歯科医療管理官）

２．周知広報資料

保連発 0127 第１号
保医発 0127 第３号
令和５年１月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）長
殿

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省保険局医療課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省保険局歯科医療管理官
（　公　印　省　略　）

保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う
実施上の留意事項について

今般、令和５年１月 17 日に、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和５年厚生労働省令第３号）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示の一部を改正する告示（令和５年厚生労働省告示第８号）が公布され、公布日から施行及び適用されることとされたところである。

その実施に伴う留意事項は次のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう保険医療機関・薬局、審査支払機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

第１　趣旨

医療ＤＸの基盤となるオンライン資格確認については、マイナンバーカード１枚で医療機関を受診することで健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けることが可能となるなど様々なメリットがある。こうしたメリットを踏まえ、保険医療機関・薬局については、令和５年４月からオンライン資格確認の導入が原則義務化されたところであり、まずはこれに向けて更なる導入の加速化を図ることとし

ている。

その上で、今般、オンライン資格確認の導入の原則義務化について、令和４年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局については、期限付きの経過措置を設けることとした。

第２　改正の内容

１　オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置

令和４年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局について、以下のとおり、期限付きの経過措置を設ける。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）を経由して、地方厚生（支）局に猶予届出書を届け出ること。（具体的な届出方法については、「３　猶予届出書の届出について」を確認すること。）

（オンライン資格確認の経過措置について）

やむを得ない事情	期限
(1)令和５年２月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで （遅くとも令和５年９月末まで）
(2)オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情）	オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されてから６か月後まで
(3)訪問診療のみを実施する保険医療機関	訪問診療のオンライン資格確認（居宅同意取得型）の運用開始（令和６年４月目途）まで
(4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで
(5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局	廃止・休止するまで （遅くとも令和６年秋まで）
(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局	特に困難な事情が解消されるまで

(1)令和５年２月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）

関係者それぞれがオンライン資格確認の原則義務化に向け取組を加速させてきたが、PC・ルーター不足やシステム事業者の人材不足等により、システム整備が完了しない施設が一定数見込まれる。

こうした状況を踏まえ、当該施設については、オンライン資格確認に必要な体制

の整備を行うシステム事業者との間で当該体制の整備に係る契約（令和５年２月 28 日までに締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関・薬局を対象に、システム整備が完了するまで（遅くとも令和５年９月 30 日まで）の経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、システム事業者との契約日（遅くとも令和５年２月 28 日まで）及びシステム整備が完了する見込み（予定月。遅くとも令和５年９月 30 日まで。）を記入すること。必要な添付書類は、契約書・注文書の写しなどシステム事業者と契約したことが確認できる書類である。

なお、システム整備中であることを理由とした経過措置は、期限を区切って更にオンライン資格確認の導入を加速化することを目指したものであることから、保険医療機関・薬局やシステム事業者、導入支援事業者においては、その趣旨を踏まえ、更なる導入に向けた取組を行い、令和５年９月 30 日までにシステム整備を完了させることが重要である。

(2)オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局

オンライン資格確認には、オンライン資格確認に接続可能な光回線（IP-VPN 接続方式）のネットワーク環境が必要であるが、離島・山間地域や、施設がある建物によっては、こうしたネットワーク環境が敷設されていない施設がある。

こうした状況を踏まえ、当該施設については、オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備された後、オンライン資格確認のシステム整備を完了させる猶予期間として、オンライン資格確認に接続可能な光回線が整備されてから６か月後までの経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、オンライン資格確認に必要な光回線のネットワークの整備状況及び既に整備されている場合には整備された時期を記入すること。

なお、オンライン資格確認を用いるには、インターネット回線を用いる方法（IP-SEC+IKE 方式）も可能である。オンライン資格確認に接続可能な光回線が使用できない場合には、こうした方式による導入が望ましいこと。

(3)訪問診療のみを実施する保険医療機関

厚生労働省では、居宅におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）の構築を進めている。こうした状況を踏まえ、訪問診療のみを実施する保険医療機関については、居宅同意取得型の運用開始(令和６年４月目途)までの経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、訪問診療のみを実施する保険医療機関（在宅医療のみを実施する医療機関であって、「在宅医療のみを実施する医療機関に係る保険医療機関の指定の取扱いについて」（平成 28 年３月４日保医発 0304 第 16 号）の２に規定する要件を全て満たす保険医療機関をいう。）であることを記入すること。

（参考資料）

・「在宅医療のみを実施する医療機関に係る保険医療機関の指定の取扱いについて」（平成 28 年３月４日保医発 0304 第 16 号）
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000114874.pdf

(4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局

改築工事中、臨時施設については、オンライン資格確認を導入できないやむを得ない事由であると考えられる。改築工事中、臨時施設の期間中の施設については、「改築工事が完了するまで」「臨時施設が終了するまで」の経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、改築工事又は臨時施設の開始日及び改築工事又は臨時施設の終了予定日を記入すること。

(5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局

国は、マイナンバーカードと保険証の一体化を加速し、令和６年秋の保険証廃止を目指すこととしている。こうした状況を踏まえ、令和６年秋までの廃止・休止を決めている場合については、オンライン資格確認を導入できないやむを得ない事由であると考えられる。（具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合は該当しない。）

令和６年秋までの廃止・休止を決めている施設については、廃止・休止に関する計画を提出の上、廃止・休止の間までの経過措置を設ける。

当該施設については、猶予届出書に、廃止又は休止予定日を記入すること。

(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

オンライン資格確認の導入義務化の例外措置（※）又は上記(1)～(5)の類型と同視できるか個別に判断するバスケットクローズの経過措置を設ける。

（※）現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・薬局（手書きでレセプトを作成している保険医療機関・薬局又は電子請求の義務化時点で 65 歳以上の医師等の保険医療機関・薬局）

「特に困難な事情」は、例えば、以下の場合が想定される。個々の事例について疑義が生じた場合には、地方厚生（支）局を通じて厚生労働省保険局医療介護連携政策課保険データ企画室に照会する。

ア．自然災害等により継続的に導入が困難となる場合

イ．高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合

（目安として、令和５年４月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が 50 件以下であること。）

ウ．その他例外措置又は上記(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合

当該施設については、猶予届出書にア～ウのうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類を添付することができる。

なお、イと記入した場合は、(ア)常勤の医師等のうち最も若い者の令和５年４月時点の年齢及び(イ)特に困難な事情(※(ア)の年齢が70歳以上である場合は記載不要)を記入すること。月平均レセプト件数が 50 件以下であることについては、地方厚生（支）局において、令和３年 12 月から令和４年 11 月までに NDB に取り込まれた請求実績を基に確認することとしていること。個々の保険医療機関・薬局が該当するか否かについては、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局に照会すること。

ウと記入した場合は、その具体的な内容を記入すること。例えば、上記⑴～⑸又はア・イの条件を満たす項目と同視できる事情を複数抱えている場合（「常勤の医師等が 65～69 歳でレセプト件数が月平均 50 件を若干超える」かつ「令和７年内に閉院を予定している」といった場合等）は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。

また、特にイ又はウと記入して届出を行った場合には、経過措置の対象となるかについて個別の判断を要するため、確認の後、保険医療機関・薬局に経過措置の対象とならない旨の連絡をする場合があることについて留意すること。

２　オンライン資格確認の経過措置

保険医療機関・薬局が、患者からオンライン資格確認を求められた場合に応じる義務については、訪問診療若しくは訪問薬剤管理指導又はオンライン診療若しくはオンライン服薬指導の場合には、居宅同意取得型の運用開始（令和６年４月目途）までの経過措置を設ける。

３　猶予届出書の届出について

経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、支払基金を経由して、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局に原則オンラインで、猶予届出書（別添２）を令和５年３月 31 日までに届け出ること。

経過措置対象の保険医療機関・薬局は、上記(1)～(6)の類型に必要な書類を添付すること。ただし、やむを得ない事情（書類を PDF に変換する機能等を有しない場合を含む。）によって必要な書類が添付できない場合には、届出の事後に、速やかに必要な書類を支払基金を経由して地方厚生（支）局に提出すること。

(1)「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームによる届出

保険医療機関・薬局は、支払基金が運営する「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」のフォームにより届出を行うことができること。

(2)郵送による届出

(1)による届出・資料の添付が困難な場合には、届出・資料の添付は、紙媒体の猶予届出書（別添２）を支払基金（別添３）に送付することで、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局に対して行うことができること。

猶予届出書の様式は、厚生労働省のHP（※）等において、ダウンロードすることが可能であること。

（※）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuka

上記のとおり送付されなかった猶予届出書は、有効な届出として取り扱われないことがあること。紙媒体により届出を行った場合、内容の不備等に係る確認に特に時間を要し、補正の求め等に遅れが生じる可能性があること。

４　地方厚生（支）局・支払基金との情報共有

地方厚生（支）局は、療養の給付に関して必要があるときは、支払基金に対して、必要な資料の提供を求めることができること。

支払基金は、オンライン資格確認の体制整備を促進するため必要があるときは、地方厚生（支）局に対して、必要な資料の提供を求めることができること。

（別添１）官報
（別添２）猶予届出書の様式
（別添３）郵送による届出を行う場合の送付先

○厚生労働省令第三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十条第一項及び第七十二条第一項（これらの規定を同法第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第百十条第七項及び第百四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を次のように定める。

令和五年一月十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「施行期日」を付し、同条に次のただし書を加える。

ただし、附則第三条の規定は、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令（令和五年厚生労働省令第三号）の公布の日から施行する。

附則に次の三条を加える。

（受給資格の確認等に係る経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の保険医療機関及び保険医療養担当規則（以下「新療担規則」という。）第三条第二項から第四項までの規定及び第二条の規定による改正後の保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（以下「新薬担規則」という。）第三条第二項から第四項までの規定（新薬担規則第十一条において読み替えて適用する場合を含む。）は、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局であって、あらかじめ、その旨を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法により地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に届け出たものについて、同表の下欄に掲げる期間においては、適用しない。

一　患者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）によって保険医療機関及び保険医療養担当規則（第一条に規定する療養の給付又は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第一条に規定する療養の給付（以下「療養の給付」という。）を受ける資格があることの確認を受けることができる体制の整備に係る事業を行う者との間で当該体制の整備に係る契約（令和五年二月二十八日までに締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関又は保険薬局であって、当該事業者による当該体制の整備に係る作業が完了していないもの	上欄の体制の整備に係る作業が完了する日又は令和五年九月三十日のいずれか早い日までの間
二　電子資格確認に必要な電気通信回線（光回線に限る。）が整備されていない保険医療機関又は保険薬局	上欄の電気通信回線が整備された日から起算して六月が経過した日までの間
三　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護のみを行う保険医療機関	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護のみを行う場合にあって患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる仕組みの運用が開始されるまでの間
四　改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている保険医療機関又は保険薬局	当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている間
五　廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局	廃止又は休止するまでの間
六　その他患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備することが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局	上欄の特に困難な事情が解消されるまでの間

2　新療担規則第三条第二項の規定及び新薬担規則第三条第二項の規定（新薬担規則第十一条において読み替えて適用する場合を含む。）は、保険医療機関又は保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が次の各号に掲げる療養の給付を担当する場合において、次の各号に掲げる場合にあって患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる仕組みの運用が開始されるまでの期間、適用しない。

一　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導を行う場合

二　電話又は情報通信機器を用いた診療又は薬学的管理及び指導を行う場合

3　保険医療機関又は保険薬局は、第一項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる必要な資料を添付するものとする。ただし、同項の届出を行うに当たり、資料の添付を併せて行うことができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出の事後において、速やかに地方厚生局長等に提出するものとする。

4　第一項の届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

第三条　前条第一項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局は、この省令の施行の日前においても、同条の規定の例により、その届出を行うことができる。

（準備行為）

（資料の提供）

第四条　地方厚生局長等は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、審査支払機関に対し、新療担規則第三条第二項から第四項までの規定及び新薬担規則第三条第二項から第四項までの規定（新薬担規則第十一条において読み替えて適用する場合を含む。）並びに前二条に関して必要な資料の提供を求めることができる。

2　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の三第一項各号に掲げる業務を行うため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行った保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第八号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十五条の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年一月十七日

厚生労働大臣　加藤　勝信

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示の一部を改正する告示

高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（令和四年厚生労働省告示第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（適用日）」を付し、同条に次のただし書を加える。

ただし、附則第三条の規定は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示（令和五年厚生労働省告示第八号）の告示の日から適用する。

附則に次の三条を加える。

（受給資格の確認等に係る経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（以下「新療担基準」という。）第三条第二項から第四項までの規定及び第二十六条第二項から第四項までの規定は、次の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局であって、あらかじめ、その旨を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法により地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）に届け出たものについて、同表の下欄に掲げる期間においては、適用しない。

一　患者が健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十三項に規定する電子資格確認（以下「電子資格確認」という。）によって高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による療養の給付（以下「療養の給付」という。）を受ける資格があることの確認を受けることができる体制の整備に係る契約（令和五年二月二十八日までに当該体制の整備に係る契約が締結されたものに限る。）を締結している保険医療機関又は保険薬局であって、当該事業者による当該体制の整備に係る作業が完了していないもの	上欄の体制の整備に係る作業が完了する日又は令和五年九月三十日のいずれか早い日までの間
二　電子資格確認に必要な電気通信回線（光回線に限る。）が整備されていない保険医療機関又は保険薬局	上欄の電気通信回線が整備された日から起算して六月が経過した日までの間
三　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護のみを行う保険医療機関	居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護のみを行う場合にあって患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる仕組みの運用が開始されるまでの間
四　改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている保険医療機関又は保険薬局	当該改築の工事中である施設又は臨時の施設において診療又は調剤を行っている間
五　廃止又は休止に関する計画を定めている保険医療機関又は保険薬局	廃止又は休止するまでの間
六　その他患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備することが特に困難な事情がある保険医療機関又は保険薬局	上欄の特に困難な事情が解消されるまでの間

２　新療担基準第三条第二項の規定及び第二十六条第二項の規定は、保険医療機関又は保険薬局（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が次の各号に掲げる療養の給付を担当する場合において、次の各号に掲げる場合にあって患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる仕組みの運用が開始されるまでの期間、適用しない。

一　居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護又は居宅における薬学的管理及び指導を行う場合

二　電話又は情報通信機器を用いた診療又は薬学的管理及び指導を行う場合

３　保険医療機関又は保険薬局は、第一項の届出を行う際、当該届出の内容を確認できる必要な資料を添付するものとする。ただし、同項の届出を行うに当たり、資料の添付を併せて行うことができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該届出の事後において、速やかに地方厚生局長等に提出するものとする。

４　第一項の届出は、当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局の分室がある場合においては、当該分室を経由して行うものとする。

（準備行為）

第三条　前条第一項の表の上欄に掲げる保険医療機関又は保険薬局は、この告示の適用の日前においても、同条の規定の例により、その届出を行うことができる。

（資料の提供）

第四条　地方厚生局長等は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、審査支払機関に対し、新療担基準第三条第二項から第四項までの規定及び第二十六条第二項から第四項までの規定並びに前二条に関して必要な資料の提供を求めることができる。

２　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金は、保険医療機関又は保険薬局において患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができる体制を整備できるよう、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二十四条第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務並びに同法附則第一条の三第一項各号に掲げる業務を行うため、地方厚生局長等に対して、前二条に規定する届出を行った保険医療機関又は保険薬局の名称及び所在地その他の必要な資料の提供を求めることができる。

附　則

この告示は、告示の日から適用する。

（別添2）

オンライン資格確認導入の猶予届出書

Ⅰ. 保険医療機関・薬局の基本情報

① 名称		② 電話番号（ﾊｲﾌﾝなし）	
③ 所在地	〒　　－	（都道府県）	
④ 保険機関コード	都道府県番号 / 点数表番号 / 医療機関（薬局）コード（7ケタ）	（複数ある場合）	

Ⅱ. 届出内容

⑤ 該当するオンライン資格確認導入の猶予類型

- ・第1号：令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関・薬局（システム整備中）
- ・第2号：オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関・薬局（ネットワーク環境事情）
- ・第3号：訪問診療のみを実施する保険医療機関
- ・第4号：改築工事中、臨時施設の保険医療機関・薬局
- ・第5号：廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関・薬局
- ・第6号：その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

⑥ ⑤の回答に応じた補足事項

・第1号	システム事業者との契約日（遅くとも2023年2月末）	西暦　　年　　月　　日	
	作業完了見込み時期（遅くとも2023年9月末）	西暦　2023　年　　月	
・第2号	光回線のネットワークの整備状況（1.整備されていない／2.整備された）		
	（2.の場合　整備された時期　西暦　　年　　月　　日）		
・第3号	訪問診療のみを実施する保険医療機関である。（1.はい）		
・第4号	工事又は臨時施設開始日	西暦　　年　　月　　日	
	工事又は臨時施設終了予定日	西暦　　年　　月　　日	
・第5号	廃止又は休止予定日（遅くとも2024年秋）	西暦　　年　　月　　日	
・第6号	特に困難な事情として、右の状況にある。		

・第6号

- ・ア：自然災害等により継続的に導入が困難である場合
- ・イ：高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合（※以下に年齢等を記載）
  （目安：2023年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下）
  ⑴ 常勤の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢　　歳
  ⑵ 特に困難な事情（※⑴の年齢が70歳以上である場合は記載不要）
- ・ウ：その他導入義務の例外措置（院内等の電子化が進んでいない状況）又は第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合（※以下に具体的な内容を記載）

⑦ 備考	

上記のとおり届け出ます。

西暦　　年　　月　　日

　　厚生（支）局長　殿

開設者名

住所　〒　　－

（記入等に当たっての留意点）

- 青色セル部分に必要な記載を行った上、社会保険診療報酬支払基金を経由して原則オンラインで事前届出を行うこと。
- ①欄から③欄までは、保険医療機関・保険薬局指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ④欄には、該当の保険機関コード（先頭から順に該当の都道府県番号（2桁）、点数表番号（1桁）、医療機関（薬局）コード（7桁））を記入すること。また、1つの保険医療機関又は保険薬局として、複数の保険機関コードを有する場合は、当該コードについても付記すること。
  - 【都道府県番号】 北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47
  - 【点数表番号】 医科 1、歯科 3、調剤（薬局） 4
- ⑤欄には「第1号～第6号」のうち届け出る猶予類型を選択して記入すること。
- ⑥欄には⑤欄の回答に応じて補足事項を記入すること。特に
  - 第2号の場合、光回線のネットワークの整備状況について「1.整備されていない／2.整備された」のうち該当するものを選択して記入すること。また、光回線のネットワークが整備されてから間もない（6か月以内）場合には、「2.整備された」と記入した上で、光回線のネットワークが整備された時期を記入すること。
  - 第3号の場合、訪問診療のみを実施する保険医療機関であることを確認し、「1.はい」を選択して記入すること。
  - 第6号の場合、「ア～ウ」のうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。
    その際、「イ」と記入した場合は、⑴常勤の医師等のうち最も若い者の2023年4月時点の年齢及び⑵特に困難な事情（※⑴の年齢が70歳以上である場合は記載不要）を記載欄に記入すること。
    また、「ウ」と記入した場合は、その具体的な内容を記載欄に記入すること。例えば、第1号～第5号又は第6号のア・イの条件を満たす項目と同視できる事情を複数抱えている場合（「常勤の医師等が65～69歳でレセプト件数が月平均50件を若干超える」かつ「令和7年内に閉院を予定している」といった場合等）は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。
    なお、特に「イ」又は「ウ」と記入して届出を行った場合には、経過措置の対象となるかについて個別の判断を要するため、確認の後、保険医療機関・薬局に経過措置の対象とならない旨の連絡をする場合があることについて留意すること。

（添付書類について）

- 届出を行う際、併せて⑤欄で回答した猶予類型に応じて以下の書類を添付すること（原則オンライン）。ただし、やむを得ない事情がある場合（書類をPDFに変換する機能等を有しないなどオンラインで添付できない場合を含む。）には、その旨を届出書の⑦欄に記入し、届出の事後において、速やかに提出すること。
  - ・第1号： 契約書や注文書の写しなどシステム事業者と契約したことが確認できる書類
  - ・第6号： 困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類（の写し）
- なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻する場合があること。

（別添３）郵送による届出を行う場合の送付先

「オンライン資格確認医療機関等向けポータルサイト」による届出・資料の添付が困難な場合には、届出・資料の添付は、猶予届出書（紙媒体）を支払基金に送付することで、保険医療機関・薬局の所在地を所管する地方厚生（支）局に対して行うことができること。

（送付先）
〒105-0004　東京都港区新橋２丁目１番３号
社会保険診療報酬支払基金　医療情報化支援助成課　行

（留意事項）
・　猶予届出書の様式は、厚生労働省の HP（※）等において、ダウンロードすることが可能であること。
（※）https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html#onsk_gimuka
・　Excel ファイルには、自動チェック機能等を入れており、保険医療機関・薬局の側で、セルの追加・削除等を行わないこと。
・　必要な記載をすべて行った上で、送付すること。
・　封筒の表面には、赤字で「猶予届出書在中」と記載すること。

保険医療機関・薬局の皆さまへ

オンライン資格確認の「経過措置」の猶予届出を医療機関等向けポータルサイトのフォーム等で受付開始しました

令和5年4月からオンライン資格確認の導入が原則義務付けられているところ、令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局に、期限付きの経過措置を設けることについて、令和５年１月17日付で、省令の一部を改正する省令を公布しました。

経過措置対象の保険医療機関・薬局は、**事前に届出を行う**必要があります。

本経過措置はやむを得ない事情に限定して対象を明確化し、最小限に留めるものとしていることから、引き続き、システム事業者との調整や導入作業のご対応をできるだけ早期にお願いします。

具体的な詳細については、厚生労働省HPや医療機関等向けポータルサイトのオンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページ等をご確認ください。

オンライン資格確認の「経過措置」の猶予届出について

医療機関等向けポータルサイトでオンライン資格確認の経過措置の猶予届出の受付を開始しました。やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局においては下記を確認し、**遅くとも令和5年3月31日まで**に猶予届出を提出してください。（やむを得ない事情については、本紙の裏面をご確認ください）

＜猶予届出については、原則下記のオンラインにてご提出ください＞

医療機関等向けポータルサイトフォームでの届出

1. 医療機関等向けポータルサイトトップページ上部右の「既にアカウントをお持ちの方はログイン」ボタンをクリックし、ログインしてください。
2. ログイン後、マイページから「**オンライン資格確認導入の猶予届出**」をクリックしてください。
3. 届出理由を選択し、選択した猶予類型に紐づく情報を入力してください。

※猶予届出の提出には、医療機関等向けポータルサイトのアカウント登録が必要です。

医療機関等向けポータルサイトでの届出が困難な場合、郵送でのお届けが可能です。

1.猶予届出書の様式を、厚生労働省HP又は医療機関等向けポータルサイト等から、ダウンロードしてください。
2.必要事項をすべて記載してください。（必要に応じて添付書類もご用意ください）
3.社会保険診療報酬支払基金へ猶予届出書（紙媒体）を郵送してください。

（送付先）
〒105-0004
東京都港区新橋２丁目１番３号
社会保険診療報酬支払基金　医療情報化支援助成課　行

※郵送の際、封筒の表面には、赤字で「**猶予届出書在中**」と記載してください。

義務化特設ページ▼

猶予届出の提出方法や記載事項等の詳細は、医療機関等向けポータルサイトのオンライン資格確認の原則義務化に関する特設ページ等をご確認ください。

経過措置の対象となる保険医療機関・薬局は裏面へ　▶▶▶

オンライン資格確認の「経過措置」対象となる保険医療機関・薬局

＜経過措置とするやむを得ない事情＞

やむを得ない事情	期限
(1)**令和5年2月末までにベンダーと契約締結した**が、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）	システム整備が完了する日まで **（遅くとも令和5年9月末まで）** ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和5年9月末事業完了まで継続
(2)オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）	オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから6ヶ月後まで ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和6年3月末事業完了まで継続
(3)訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のオン資（居宅同意取得型）の運用開始（**令和6年4月目途**）まで ※ 訪問診療等におけるオン資の導入に係る財政支援は、令和6年3月末補助交付まで実施
(4)改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(5)廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局	廃止・休止まで **（遅くとも令和6年秋まで）** ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(6)その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ・自然災害等により継続的に導入が困難となる場合 ・高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合 （目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下である） ・その他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合	特に困難な事情が解消されるまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象

令和5年3月末までにシステム改修が完了しない見込みの場合は、令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結いただき、遅くとも令和5年3月31日までに上記の経過措置（１）の届出をご提出いただく必要があります。

システム事業者との契約がお済みでない保険医療機関・薬局は、まず、システム事業者にご連絡し、お見積をご依頼いただき、提示されたお見積をご確認の上、早期にシステム事業者への発注をお願いします。

オンライン資格確認導入に関する手続き・各種申請は医療機関等向けポータルサイトで確認できます

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター
✉ contact@iryohokenjyoho-portalsite.jp
☎ 0800-0804583（通話無料）月～金 8：00～18：00
（いずれも祝日を除く） 土 8：00～16：00

オンライン資格確認の原則義務化/経過措置に関する情報を公開中！

医療機関ポータル 検索

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare